

資料番号	3
------	---

令和5年1月19日
課名 教育委員会事務局生涯学習課
担当者 課長 桑原
内線 5012

博物館登録について

1 要旨・目的

博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第10条の規定により、東広島市立美術館を広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録した。

2 現状・背景

東広島市教育委員会から申請のあった東広島市立美術館について、書類審査及び実地調査を行った結果、博物館法第12条及び博物館の登録審査基準要項に規定する登録の要件を備えていると認められたため。

3 概要

(1) 登録事項

設置者の名称及び住所	東広島市 東広島市西条栄町8番29号
博物館の名称	東広島市立美術館
博物館の所在地	東広島市西条栄町9番1号
登録番号	第33号

(2) 登録年月日

令和5年1月13日